

社会福祉法人五常会役員等旅費規程

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉法人五常会の業務のため出張し又は理事会・評議員会等に出席した役員・評議員等に支給する旅費について定める。

(旅費の支給)

第2条 役員及び評議員が法人の業務のため出張した場合、又は法人運営のための会議に参加した場合には、旅費を支給する。

(出張命令)

第3条 役員及び評議員の出張は理事長の発する出張命令により行うものとする。又理事長が招集した理事会及び評議員会及び監査時立合い等、法人運営に関する業務に従事した場合をいう。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は公共交通機関に支払う賃料、車賃、日当、宿泊料とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、経済的で社会通念上の通常の経路及び方法により出張、出席した場合の旅費により計算する。

(出張日数)

第6条 出張日数は業務上必要とする日数とする。但し、やむを得ない事情により要した日数は加えることができる。

(賃料)

第7条 公共交通機関を利用した場合は、その実費相当を支給する。必要性に鑑み特急料金、急行料金等はこれを認める。

(車賃)

第8条 公用車を使用した場合は原則指定された給油所で燃料補給をし、遠距離等の場合で途中で給油した場合は領収証と引き換えに実費を支給する。

2、個人の車両を使用した場合は、業務のために使用した距離数を計測し、次表にもとづき燃料代を支払う。但し同一市内については支給しない。

1キロ当たり	25円	車種、燃料種別等は考慮せず一律とする。
--------	-----	---------------------

(日当)

第9条 日当は出張に対して支払、出張に応じ一日当たりの定額で支給する。但し、次表に定める地域で開催される役員会・出張等で報酬規程に基づき賃金を受け取る場合は、これを支給しない。

1日当たり	7,000円	岐阜県・愛知県・長野県（木曾・伊那地域）以外での業務に支給する。
-------	--------	----------------------------------

（宿泊料）

第10条 宿泊料は宿泊を要する、夜数に応じ一夜あたりの定額により支給する。但し、研修会・講習会等参加旅費のうち、あらかじめ宿泊料の額が指定された場合又は上部団体等が主催する懇親会に出席した場合はその額を支給する。他の関係機関から同等の支給を受ける場合は一切支給しない。

1日当たり	10,000円	特に必要の場合を除き、自宅から60キロ以内の宿泊は認めない。
-------	---------	--------------------------------

付則

この規程は、昭和60年7月6日から施行する。

昭和63年3月31日改正

改正規程は、昭和64年4月1日から施行

平成13年12月1日改正

改正規程は、平成13年4月1日から施行

平成18年12月1日改正

改正規程は、平成18年12月2日から施行

平成24年3月16日改正

改正規程は、平成24年3月16日から施行

この規程は、平成29年6月16日改正し、平成29年7月1日から施行する。